

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第32号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用</u>に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の<u>利用範囲</u>）</p> <p>第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次項に定めるところによる<u>知事</u>が行う<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務とする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシ</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用等</u>に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の<u>利用範囲等</u>）</p> <p>第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄</u>に掲げる<u>執行機関</u>が行う<u>同表の右欄</u>に掲げる<u>事務及び次項</u>に定めるところによる<u>別表第2の左欄</u>に掲げる<u>執行機関</u>が行う<u>同表の中欄</u>に掲げる事務とする。</p> <p>2 <u>別表第2の左欄</u>に掲げる<u>執行機関</u>は、<u>同表の中欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の右欄</u>に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供</p>

テムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供等)

第3条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、同表の第3欄に掲げる機関は、当該特定個人情報を提供することができる。ただし、同表第1欄に掲げる機関が、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第2条関係)

執行機関	事務
教育委員会	静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の算定に必要な資料の受付、その資料に係

	る事実についての確認又はその資料の提出に対する応答に関する事務（以下「特別支援教育就学奨励費補助金事務」という。）
--	---

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報
教育委員会	特別支援教育就学奨励費補助金事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第3条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

（静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第2条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（略）		別表第2（略）	
提供を受ける知事 以外の執行機関	事務	提供を受ける知事 以外の執行機関	事務
1 教育委員会	1～3（略）	1 教育委員会	1～3（略） 4 <u>静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の算定に必要な資料の受付、その資料に係る事実についての確認又はその資料の提出に対する応答</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。